

前回、福祉サービス利用について確認しました。今回は、現在・卒業後の生活に関わる手当や年金について確認します。



主に現在の生活に関わる手当

【令和2年4月からの金額】

手当	支給対象者	月額（円）	備考
【在宅者のみ】 特別児童扶養手当	家庭で監護、 養育している 父母等	1級 52,200円 ※年額:626,400円 2級 34,770円 ※年額:417,240円	* 1級及び2級は、「障害程度基準表」で決められています。障害者手帳より基準は少し緩やかであるとの話があります。
【在宅者のみ】 障害児福祉手当	重度障害児本人 *20歳未満	14,880円 ※年額:178,560円	* 障害の程度は関係ありません。

※支給には、所得制限があります。保護者の前年度の所得が関係します。



主に卒業後の生活に関わる手当・年金

【令和2年4月からの金額】

手当・年金	支給対象者	月額（円）	備考
【在宅者のみ】 特別障害者手当	重度障害者本人 *20歳以上 *日常生活で常時介護が必要な者	27,350円 ※年額:328,200円	【所得制限】 * 本人の前年度の所得で決まります。
障害基礎年金	本人 *20歳以上の障害者 *申請には、診断書が必要です。	1級 81,427円 ※年額:977,125円 2級 65,141円 ※年額:781,700円	【1級の例】 * 両上肢の機能に著しい障害を有する * 両下肢の機能に著しい障害を有する * 両耳の聴力が100デシベル以上
障害年金生活者支援給付金	本人 *障害基礎年金受給者 *前年度の所得が4,621,000円以下の者（年金は対象外）	1級 6,288円 ※年額:75,456円 2級 5,030円 ※年額:60,360円	【2級の例】 * 上肢の機能に著しい障害を有する * 下肢の機能に著しい障害を有する * 両耳の聴力が90デシベル以上

※障害基礎年金の1級又は2級は、国民年金法施行令別表に定める障害等級。

※詳細は、厚生労働省のHPにも掲載されています。